

第6回「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」事項書

平成24年1月10日
301委員会室

1 四日市市議会における通年議会の取組について

- (1) 通年議会の導入に至る経緯について
- (2) 通年議会の運用状況について
- (3) 運用に当たっての課題等について

【説明者】 四日市市議会事務局

次長兼議事課長	樋口 孝 氏
議事課長補佐兼調査法制係長	清水 浩一 氏
議事課付主幹兼議事係長	森本 芳樹 氏
議事課調査法制係主事	寺本 岳史 氏

2 通年議会の課題等について

3 次回の日程について

【配付資料】

- 資料1 四日市市議会基本条例について
- 資料2 四日市市議会基本条例逐条解説
- 資料3 四日市市議会基本条例運用規程
- 資料4 通年議会の課題等に関する意見等
- 参考資料 四日市市議会の改革について

通年議会の開催イメージ

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
定例会 本会議	(これまで) 5月臨時会 招集告示 開会	6月 定例会			9月 定例会	閉会		12月 定例会			3月 定例会	閉会
(これから)	休会	6月 定例会 議会	休会		9月 定例会 議会	休会		11月 定例会 議会	休会		2月 定例会 議会	休会
常任委員会	(これまで)		(閉会中継続調査)			(閉会中継続調査)						
(これから)		付託議案・請願審査				所管事務調査						

・所管事務調査について

これまで：開会中の委員会における、委員からの提案による所管事務調査、または、閉会中継続調査として、特定の課題についての調査研究を実施

これから：1年間の会期を通じ、委員会所管部局の事項に関する調査研究を実施（議会期間中は付託議案及び請願の審査を優先する）
調査の日程は、あらかじめ執行部と十分に協議の上決定
執行部の出席は最小限にとどめるとともに、委員間討議に努める

「政策提案の説明要求」(第11条)

執行部が議会に対して重要な政策、計画、事業等を提案するときは、議会での審議に必要な情報として、背景・目的・効果、総合計画等における根拠や位置付け、関係する法令や条例との関係、実施にあたっての財源や将来に渡ってのコストといった事項について、説明を執行部に求める

「反問権」(第13条)

本会議における質問や委員会における質疑において、執行部から議員への逆質問を可能とする
質問趣旨の確認にとどまらず、議員の考え方や対案の提示を求める反論も含まれる

「発言の取消し勧告」(第14条)

本会議・委員会における議員、執行部の不穏当な発言（無礼の言葉、他人の私生活にわたる発言等）に対し、議長・委員長が発言の取消しを勧告できる
本会議（委員会）においては議長（委員長）が、議員（委員）から発言の取消し勧告を求められた場合又は議長（委員長）が不穏当な発言があったと判断した場合、各派代表者会議（当該委員会）で全会一致で不穏当な発言と判断された場合、議長（委員長）は発言した者に対し、発言の取消しを勧告する

「文書質問」(第16条)

議員は、議会期間中を除き、文書により執行部に対して質問を行うことができる
質問内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、質問書に具体的に記載する
質問書は、議長を経由して執行部に送付し、執行部は速やかに回答するものとする
四日市市情報公開条例に規定する「不開示情報」は、答弁の対象としない
質問書・答弁書については、写しを議会事務局で保存するとともに全議員に配付することで、議会内の情報共有を図る。また、市議会ホームページ等で公開する

「附帯決議」(第17条)「採択請願への対応」(第18条)

執行部は、本会議及び委員会において付された附帯決議を尊重するとともに、当該附帯決議に関する事後の状況、対応等を議会に報告しなければならない
また、議会が採択した請願のうち、市の事務に関わるものについて、執行部が請願趣旨の実現に努めるとともに、実現に向けた対応の経過等を議会へ報告しなければならない

「議会意見の尊重」(第30条)

執行部は、予算案や各種政策の策定にあたり、議員間討議により集約された意見を最大限尊重することを定めている

四日市市議会基本条例について

議会基本条例とは…議会の基本理念や基本方針など、議会に関する基本的事項を定めるもの
これまでの議会改革に加え、近年の地方分権の進展を受けて、さらなる改革を目指す
条例制定にあたっては、平成17年に議員提案で制定した四日市市市民自治基本条例（理念条例）に規定する市民自治の考え方をもとにしている

・議会基本条例制定への動き

- 平成21年6月 全議員で構成する議員政策研究会に議会基本条例分科会を設置
9回にわたる会議や、有識者による講演会の開催等の調査研究を実施し分科会原案を策定
- 平成22年6月 議会基本条例調査特別委員会を設置、分科会原案をもとにさらなる検討を開始
26回にわたる会議において調査研究を実施し、四日市市議会基本条例案を策定
条例案に対する意見募集の実施、条例施行後の議会運営について執行部との調整
議員政策研究会において四日市市議会基本条例の最終案を策定
- 平成23年3月 条例制定議案を全会一致で可決

・他の自治体議会における議会基本条例制定状況

- 平成23年3月8日現在、全国168自治体において議会基本条例が制定・公布済み
三重県内では、三重県議会、伊賀市議会、亀山市議会、鳥羽市議会で制定・施行済み

四日市市議会基本条例の特徴 ～基本方針の三本柱～

「市民との情報共有」(第20条～第23条)

議会活動について積極的に情報を公開し、市民等との情報共有に努める

- ・議会内の会議を原則公開、市民等の傍聴の促進
- ・議会における決定事項について、議長からの積極的な情報発信
- ・議会活動について、市民等に対し報告を行う場の設置による情報の提供・共有

「市民参加の推進」(第24条～第26条)

議会における討議に市民意見を反映させる仕組みを構築する

- ・委員会における公聴会制度・参考人制度を活用、有識者等の識見の討議への反映
- ・議員提案条例等に関し、パブリックコメントの実施等による市民意見の反映
- ・請願の審査にあたり、請願趣旨の理解のため、紹介議員又は請願者からの意見聴取

「議員間討議の活性化」(第27条～第31条)

議員間での討議を活性化し、集約された意見から政策立案・政策提言を行う

- ・あらゆる会議において、議員間での討議を中心とした会議の運営、意見集約
- ・議員間討議を尽くし、意見集約がなされた内容の政策提言・条例制定
- ・議会活動や政策の重要案件への参考とするため、学識経験者等で構成する調査機関の活用
- ・予算・政策の策定過程で、議会で集約された意見の最大限の尊重を執行部に求める
- ・議員の政策立案能力・政策提言能力向上を目的とした積極的な研修の実施

新たな取組み

「通年議会」(第9条) <定例会を年1回とし、会期を通年に>

これまで：議会の閉会中は、市長が臨時会を招集、付議事件の審査

これから：5月から翌年4月までの1年を通して議会が開会

休会中の場合、災害等の突発的事件や緊急性のある課題、これまで地方自治法第179条第1項により専決処分を行っていた議決事件は、原則として議長の権限で緊急議会を開催し、審議することとなる

・通年議会の実施により用語が変わります

「開会議会」：定例会の招集により、最初に開く会議（これまでの5月臨時会）

会期決定、正副議長・組合議会議員選挙・議会役員を選任等を実施

「定例会議会」：6月、9月、11月、2月に定例的に開く会議（これまでの各定例会）

一般質問を実施（2月は代表質問も）

長提案議案審議・委員会審査（決算議案は9月、当初予算議案は2月）等を実施

各議会の名称は、議会期間ごとに、招集された日又は議会を開く日の属する月を冠して呼称する

例）平成23年5月開会議会、平成23年6月定例会議会、平成23年 月緊急議会

「緊急議会」：定例会議会以外に緊急に必要なが生じた際に開く会議（これまでの臨時会）

「議会期間」：上記の議会の開催する期間（これまでの会期）

「休会」：これまでの閉会中に相当する。議長の権限で本会議を、委員長の権限で委員会を開催できる

四日市市議会基本条例

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 6 条）
- 第 2 章 議員の活動原則（第 7 条、第 8 条）
- 第 3 章 議案及び政策の審議及び調査（第 9 条～第 19 条）
- 第 4 章 市民との情報共有（第 20 条～第 23 条）
- 第 5 章 市民参加の推進（第 24 条～第 26 条）
- 第 6 章 議員間討議及び政策提案（第 27 条～第 31 条）
- 第 7 章 政治倫理及び議員報酬（第 32 条、第 33 条）
- 第 8 章 議会事務局等の充実（第 34 条、第 35 条）
- 第 9 章 見直し手続（第 36 条）

附則

地方議会は、二元代表制のもと、地方公共団体の立法機能及び事務執行の監視機能を併せ持つ議事機関として、その権能を発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。平成 12 年のいわゆる地方分権一括法の施行に始まる地方分権の進展に伴い、その果たすべき役割や責務は重要性を増している。

四日市市議会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成され、同じく市民から選挙で選ばれた本市の執行機関である四日市市長とともに、互いに市民の負託に応える責務を負っている。

四日市市市民自治基本条例（理念条例）（平成 17 年四日市市条例第 1 号）に基づく本市の意思決定機関である四日市市議会は、市民自治の実現により、市政の発展並びに市民の生活及び福祉の向上に寄与するために、以下に掲げる二つを推進するものとする。

一つは、「開かれた議会」として、市民との情報共有及び市民参加の推進であり、市政が直面する問題等を市民に明らかに示し、議会の議論の中に市民意見を反映する仕組みを構築する。

もう一つは、「言論の府」及び「立法の府」として、徹底した議論及び政策提言であり、議員間の討議を活性化するとともに、議論を尽くした上で多様な意見を集約し、政策立案及び政策提言を行う。

ここに、四日市市議会は、その基本理念、基本方針等を定め、市民、市の執行機関及び議会の関係を明らかにし、品格ある議会としてあるべき姿を定めるものとして、四日市市議会における最高規範であるこの条例を制定する。

【解説】

四日市市議会は、平成 17 年に議員提案で制定した四日市市市民自治基本条例（理念条例）に基づき、市民にとって暮らしやすく住み続けたい、より良い四日市のまちづくりが実現するよう、市議会としての役割を果たすため活動しています。また、地方のことは地方で決めるという地方分権の時代において、議会の役割はますます重要になってきています。

本市議会では、これまでも、平成9年からの常任委員会・議会運営委員会の公開、平成 10 年の本会議のテレビ放送開始、平成 12 年の四日市市情報公開条例の全部改正をはじめとした議員提案による政策条例の制定改正、平成 16 年の議会運営についてさまざまなご意見をいただく市議会モニターの設置、平成 17 年の市政に関するさまざまな課題について全議員が一堂に会して意見交換を行う議員政策研究会の設置、平成 18 年からの市民との意見交換会としてのシティ・ミーティングの開催、平成 21 年からの各派代表者会議や議員説明会といった議会が開催する各種会議を原則公開など、さまざまな議会改革に取り組んできました。

さらに、今後求められる議会の機能、果たすべき役割を検証する中で、議会基本条例制定の必要性が認識され、条例制定に向けた検討を開始する契機となりました。

平成 21 年6月に議員政策研究会議会基本条例分科会において始められた検討により、平成 22 年 6 月には議会基本条例調査特別委員会に場を移し、条例についての調査研究・協議が重ねられ、その結果、議会のあるべき姿を「開かれた議会」、「言論の府」及び「立法の府」とし、「市民との情報共有」、「市民参加の推進」及び「議員間討議と政策提案」の三本柱を基本方針とした本条例を制定することとしました。

ここでは、前文として条例制定の背景及び必要性並びに本市議会の目指すべき方向性を規定しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、四日市市議会（以下「議会」という。）の基本理念、基本方針その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会がその権能を発揮し真に市民の負託に応え、もって市政の発展並びに市民等の生活及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

【解説】

本市議会は、四日市市が誰もが暮らしやすいまちとなるよう、市政の発展に貢献しなければなりません。この条例は、市政の発展のために議会が*権能を発揮できるように、議会の基本理念・基本方針・基本的事項を示したことを説明するものです。

【用語解説】

* 権能：法律上、ある事柄について権利を主張し、行使できる能力のことをいいます。本市議会には、予算や条例制定などの市の重要事項について意思決定を行う議決権、独自に策定した条例案などについての議案提出権、市長等が行う事務に対する監視権、市政全般について独自に調査を行う調査権などのさまざまな権能が与えられています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の区域内に居住する者
- (2) 市民等 市民のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び本市の区域内に存する学校に通学する者
- (3) 市長等 市長その他の市の執行機関の長

【解説】

この条例でよく使う用語で、明確な定義が必要なものについて定義をしています。議会で議決し、市長等により執行される予算や実施される施策などは、本市内の事業所や学校に通勤・通学する人も対象となるものもあることから、「市民等」という用語も定義しています。

(本条例の位置付け)

第3条 この条例は、四日市市市民自治基本条例（理念条例）（平成17年四日市市条例第1号。以下「市民自治基本条例」という。）の規定に基づく条例であり、議会に関するすべての例規に先んずる、議会における最高規範である。

【解説】

この条例を、本市議会に関するすべての*例規に優先するものと位置付けています。

この条例の目的や考え方が、議会に関するすべての例規に反映されなければなりません。

【用語解説】

*例規：条例や規則のことをいいます。本市議会に関するものとして、四日市市議会会議規則や四日市市議会委員会条例などがあります。

(基本理念)

第4条 議会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成する市の意思決定機関として、その自覚と誇りを持ち、市民自治の考えを基本に真の地方自治の実現に全力を挙げるものとする。

【解説】

議会のあるべき姿を、四日市市市民自治基本条例（理念条例）に規定されている

*市民自治の考え方をもとに定めています。

【用語解説】

*市民自治：市民、市の執行機関及び市議会が、市民参加を適正に行うことにより、それぞれの役割に応じて連携、協働して豊かな地域社会を実現することをいいます。

（四日市市市民自治基本条例（理念条例）第2条第8号）

(基本方針)

第5条 議会は、前条に規定する基本理念に従い、次の各号に掲げる基本方針を確実に実現するものとする。

- (1) 議会及び市政について、市民との情報共有を図ること。
- (2) 議会活動の諸場面において、市民参加を推進すること。
- (3) 議員間の討議を大いに活性化し、政策立案及び政策提言を行うこと。

【解説】

前条の基本理念に従い、議会が取り組むべき方針を定めています。

「市民との情報共有」、「議会活動への市民参加の推進」、「議員間討議の活性化による^{*1}政策立案、^{*2}政策提言」の3項目を柱とし、これらの実現に向けて、議会運営を行うことを定めています。

【用語解説】

^{*1}政策立案：市政における課題の解決を図るため、政策を構想し、その実現のために必要なしくみに関する条例案を議会に提案することをいいます。

^{*2}政策提言：市政における課題の解決を図るため、必要と思われる政策を、本会議の質問の場や委員会の場で市長等に対して提案することをいいます。

(議会の位置付け)

第6条 議会は、市民の代表者である議員で構成する議論の場であり、市長等の行政運営に関する監視機能、検査機能並びに政策立案機能及び政策提言機能を併せ持ち、予算及び決算の議決をはじめとした、市政に係る様々な事件についての意思決定を行う議事機関である。

【解説】

ここでは、議会の位置付けを明確にし、役割を定めています。

議会は、予算や条例制定など、市の重要案件に対して意思決定を行う権限を持っており、そのために市民の代表者である議員が議論を尽くす必要があります。また、市長等による行政執行や予算執行が適正に行われているかをチェックする役割や、積極的な議論により、政策立案や政策提言を行う役割を併せ持っています。

第2章 議員の活動原則

(議員の活動原則)

- 第7条 議員は、市民の負託を受けて議員に選出されたことを自覚し、議員として必要な資質の向上に努めるとともに、誠実かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。
- 2 議員は、市民の多様な意思を的確に把握し必要な政策立案及び政策提言を行うとともに、議会活動について市民に対して説明に努めなければならない。

【解説】

ここでは、議員個人としての活動原則を定めています。

議員は、選挙により選ばれた市民の代表であることを常に自覚し、議員としての資質向上に努めるとともに、誠実かつ公正に職務を行うことで、常に市民から信頼を得られるよう努めなければなりません。

また、議員は、市民が持つさまざまな意見の把握による政策立案や政策提言の実施や、議会活動について市民への説明に努めなければなりません。

(会派)

- 第8条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。
- 2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。

【解説】

ここでは、議会内で考えを同じくする議員同士が*会派を結成することで、条例案の提出などの議会活動を円滑に実施できるよう定めています。

また、会派で調査研究を実施し、政策立案や政策提言を行うことや、会派同士の意見の調整などを行うことにより、議会活動・議会運営の円滑な実施に努める必要があります。

【用語解説】

*会派：本市議会では3人以上の所属議員を有する団体を会派としています。

第3章 議案及び政策の審議及び調査

(通年議会)

第9条 議会は、定例会の回数を年1回とし、会期を通年とする。

2 常任委員会は、精力的に所管事務調査を行うものとする。

3 議会の会期を通年とする必要な事項は、別に定める。

【解説】

これまでは、3か月ごとに開かれる定例会か、必要に応じて開かれる臨時会により、提案される議案に対する審査・議決を行ってきました。しかし、定例会、臨時会の開会手続に時間を要することや、議会の閉会中には、市長により地方自治法第179条第1項の規定に基づく^{*1}専決処分が行われることなどの課題がありました。

会期を通年とすることで、議長により速やかに本会議を開くことができ、災害などの突発的な事件や緊急の行政課題に対応することができます。

また、^{*2}常任委員会・^{*3}特別委員会の活動を活発化し、より慎重な議案審査や、より専門的な調査を行うことが可能になります。ここでは、特に常任委員会において、^{*4}所管事務調査が精力的に行われるよう定め、これにより各常任委員会が所管する部局の課題に対して素早い対応ができると考えられます。

【用語解説】

^{*1} 専決処分：本来、議会の議決が必要な事項について、市長が議会の議決を経ずに自ら処理することをいいます。緊急を要するため議会を開いて議決する時間がない場合(地方自治法第179条第1項)や、議会の権限に属する軽易な事項で、議会が議決により特に指定した事項(地方自治法第180条第1項)について行われます。

^{*2} 常任委員会：それぞれの委員会に属する市の事務に関する調査を行い、議案等を審査します(地方自治法第109条第4項)。本市議会には、総務、教育民生、産業生活、都市・環境の各部門別の常任委員会に加え、予算、決算に関する各常任委員会の計6常任委員会があります。

^{*3} 特別委員会：常任委員会とは別に、特定の事項や、複数の常任委員会にまたがる事項について審査する必要があるときに、議会の議決により設置される委員会のことをいいます。

^{*4} 所管事務調査：常任委員会が、所管する部局の事務に関する調査を行うことをいいます。(地方自治法第109条第4項、四日市市議会会議規則第93条第1項)

(議会の議決事件)

第10条 議会は、行政に対する監視機能を強化するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定により特に重要な計画等を議決事件として加えるものとする。

2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、軽微な変更を除く。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項に規定する地域防災計画の策定及び変更に関すること。

(2) 水防法（昭和24年法律第193号）第32条に規定する水防計画の策定及び変更に関すること。

(3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する老人福祉計画の策定及び変更に関すること。

(4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する介護保険事業計画の策定及び変更に関すること。

(5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針のうち、全体構想の策定及び変更に関すること。

(6) 市民自治基本条例第18条に規定する総合計画のうち、基本構想及び基本計画の策定及び変更に関すること。

【解説】

地方自治法第96条第1項では、条例の制定や改正・廃止、予算の議決、決算の認定など地方公共団体の議会が議決しなければならない事件（議決事件）が挙げられています。加えて、同条第2項では、地方公共団体に関する事件で議会が議決すべきものを条例により定めることができるという規定があります。

現在、本市議会では、各法律及び条例に基づいて市が策定する、市の基本構想及び基本計画、地域防災計画、水防計画、老人福祉計画等の特に重要な計画等の策定や変更について、議決事件としています。これにより、計画策定時点から議会意見の反映を可能としています。

今後も必要に応じて、議決事件の追加、見直しを行います。

(政策提案の説明要求)

第11条 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、事業等（以下本条において「政策等」という。）について、市長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等の背景、目的及び効果
- (2) 総合計画等における根拠又は位置付け
- (3) 関係ある法令、条例等
- (4) 政策等の実施に係る財源措置及びコスト計算

【解説】

市長が議会に重要政策等を提案しようとするときは、その背景・目的・効果、総合計画等における根拠や位置付け、関係する法令や条例との関係、実施にあたっての財源や将来に渡ってのコストといった事項について、議会での審議に必要な情報として、説明を市長に求めることを定めています。

(質問)

- 第12条 議員は、本会議において、代表質問、一般質問、関連質問及び緊急質問（以下本条において「質問」という。）を行うことができる。
- 2 議員は、代表質問、一般質問及び緊急質問を行う場合においては、質問事項を議長に通告しなければならない。
 - 3 議員は、質問を行う場合においては、市政における論点及び争点を明確にするために、対面による一問一答方式等で行うことができる。
 - 4 その他質問に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

本会議において、議員が行う質問の種類、通告の義務、手法を規定しています。質問には下記のものがあり、四日市市議会会議規則、四日市市議会における主な慣例・申し合わせで定めています。

代表質問：毎年度の当初予算を審議する会議で市長が行う施政方針、または、市長当選後初めての会議で市長が行う所信表明に対して行う質問をいいます。各会派の代表が質問を行います。

一般質問：議員が、市の一般事務について、市長等に対して行う質問をいいます。

関連質問：一般質問を行った議員と同一会派の議員が、一般質問の内容に関連して、市長等に対して行う質問をいいます。

緊急質問：緊急を要するときや、真にやむを得ないと認められるときに、市長等に対して行う質問をいいます。

一問一答方式：質問項目のうち、ひとつずつの尋ねたい内容を、議員の発言、市長等の答弁というかたちで問答を繰り返す方式をいいます。これに対し、質問項目すべてを一括して議員が質問し、その後一括して市長等が答弁する質問の方法を「一括質問一括答弁方式」といいます。

(反問権)

第13条 本会議又は委員会において、議員の質問に対し答弁をする者は、論点を明確化し議論を深める目的で反問することができる。

【解説】

本会議や委員会において、市職員は、議員からの質問や質疑に対して答弁を行います。答弁を行うにあたり、質問や質疑の内容が不明確であった場合、議員が知りたいことを聞けないばかりか、傍聴される方にも議論がわかりにくいものとなってしまいます。そこで、市職員が質問や質疑を行った議員に対して、質問の趣旨の確認をすることができるよう定めることで、議論を明確にしようとするものです。

また、反問には、議論の明確化に加え、市職員から議員の考え方を問い返したり、対案の提示を求める、「反論」も含まれます。これにより、本会議・委員会における議員と市職員との議論が深まることが期待されます。

(発言の取消し勧告)

第14条 議長又は委員長は、本会議又は委員会において不穏当な発言を行った者に対し、発言の取消しを勧告することができる。

【解説】

議会の会議における発言の訂正、取消しについては、地方自治法及び四日市市議会会議規則において、議員の発言については秩序維持の範囲内で行うことができると規定されていますが、これは市長をはじめとする市職員（以下解説において「市職員」といいます。）には及びません。そのため、議員はもちろん、市職員が、本会議・委員会において無礼の言葉、他人の私生活にわたる発言等の不穏当な発言を行ったときに、議長・委員長が、発言の取消しを勧告できることを定めています。

(専門的知見の活用)

第15条 議会は、法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による、議案の審査又は本市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を活用して、討議に反映させるよう努めるものとする。

【解説】

本市の事務は多岐にわたっており、また、専門性の高いものが少なくありません。そのため、学識経験者等の専門的な知識を有する人に、議案や本市の事務に関する調査を積極的に依頼し、その調査結果を議案の審査や議会が行う討議に反映しようとするものです。

(文書質問)

- 第16条 議員は、議案、政策、施策等をより深く理解するために、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。
- 2 議長は、前項の文書質問があったときは、速やかにこれを市長等に送付しなければならない。
- 3 市長等は、前項の規定により送付された文書質問に速やかに応えなければならない。

【解説】

議員が、市政に関して文書による質問を、議長を経由して行うことができることとし、これに対して市長等は速やかに回答する義務があることを定めています。

(附帯決議)

- 第17条 市長等は、議会との信頼関係を重んじ、本会議及び委員会において可決された附帯決議を最大限尊重するとともに、当該附帯決議に関する事後の状況、対応等を遅滞なく議会に報告しなければならない。

【解説】

附帯決議とは、議決された議案に対して付され、予算の執行や条例の施行に関する議会としての意見や要望を表明するものです。市長等は、付された附帯決議の内容を尊重するとともに、附帯決議の内容に関する事後の状況や対応を議会に報告する義務があることを定めています。

(採択請願への対応)

- 第18条 市長等は、議会が採択した請願のうち、議会が市長等において措置することが適当と認めるものについて、その趣旨を実現するよう努めるとともに、当該請願に関する事後の状況、対応等を遅滞なく議会に報告しなければならない。

【解説】

憲法では、損害の救済、公務員の^{ひめん}罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、誰もが請願を行う権利があることが規定されています。

ここでは、議会として賛意を表した(採択した)請願のうち、市の事務に関わるものについて、市長等が請願趣旨の実現に努めることや、実現に向けた対応の経過などを議会へ報告することを義務付けています。

(政務調査費)

- 第19条 会派又は議員は、政策立案能力及び政策提言能力の向上等を図るため、法第100条第14項に規定する政務調査費を有効に活用し、積極的に調査研究を行うものとする。
- 2 会派又は議員は、四日市市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年四日市市条例第23号)第7条に規定する使途基準に従い、政務調査費を適正に執行し、常に市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

【解説】

政務調査費は、議員の調査研究に役立てるため、地方公共団体会派又は議員に対し交付できることが地方自治法に定められており、本市においても条例に基づき交付されています。

ここでは、会派又は議員が政務調査費を有効に活用し積極的に調査研究を行うことを定めていますが、使途基準に従った適正な執行でなければなりません。また、市民に対して使途の説明責任があることを定めています。

本市議会では、政務調査費に関して、収支報告書、すべての支出にかかる領収書、視察研修報告書等の写しを公開し、使途の説明に努めています。

第4章 市民との情報共有

(情報共有)

- 第20条 議会は、議会活動に関して市民等に対し情報を公開し、市民等と情報の共有に努めなければならない。

【解説】

議会は、市の予算や条例など、皆さんの生活に密着した事項を取り扱っています。そのため、議会は、市議会だよりや市議会ホームページにより議会活動についての情報を積極的に公開することで、皆さんと情報を共有する必要があります。

本市議会では、情報の共有に向けた取組の一環として、平成18年度から毎年度、議会に対する意見等を把握する意見交換会として「シティ・ミーティング」を開催していますが、ここでは、今後さらにそういった取組を推進していこうという議会としての姿勢を示しており、そのための具体的な手段については本章において次条以降に定めています。

(会議の公開)

第21条 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び各派代表者会議その他の議会内会議を原則公開するとともに、市民等の傍聴を促進する積極的な取組を進めるものとする。

【解説】

皆さんに議会の情報を公開し、情報共有を図るため、議会が開催する各種会議は原則公開とすることで、いつでも傍聴できるように定めています。

また、今以上に皆さんに傍聴していただけるような取組を行うことを定めています。

(議長の情報発信)

第22条 議長は、議会における決定事項について、積極的な情報の発信に努めなければならない。

【解説】

議会からの情報発信の手段として、議長が議会の代表として、さまざまなメディアを活用し、議会における決定事項や決定にいたった議論の経過などの情報の提供に努めることを定めています。

(報告会等)

第23条 議会は、議会活動について市民等に対し報告等を行う場（以下、本条において「報告会等」という。）を設け、情報提供及び情報共有に努めなければならない。
2 報告会等に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

皆さんと議会活動や市政に関する情報を共有するため、議会自らが地域に出向き、直接議会活動についての報告を行うことを定めています。議案の審査における議論の経過や審査結果など、議会としての考え方を報告するとともに、それに対する意見を伺うことで、議会運営や市政発展への参考にしたいと考えています。

第5章 市民参加の推進

(公聴会等)

第24条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会は、法第109条第5項及び第6項に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用して、市民等及び有識者の専門的又は政策的識見等を討議に反映させるよう努めるものとする。

【解説】

常任委員会等における討議に市民等及び有識者の意見を反映させるため、地方自治法に規定されている^{*1}公聴会制度及び^{*2}参考人制度を積極的に活用することを定めています。

【用語解説】

^{*1}公聴会制度：議会が、一定の事項について判断、決定するときに、広く利害関係者や学識経験者等の意見を聴き、参考とすることをいいます。地方議会においては常任委員会等が、予算その他の重要な議案に関して、公聴会を開催することができます。公聴会では、賛成、反対それぞれの立場の人から交互に意見を聴きます。

^{*2}参考人制度：常任委員会等が、地方公共団体の事務に関する調査または審査のため必要であると認めたとときに、審査の参考とするため利害関係者や学識経験者等の第三者に参考人として出頭を求め、意見を聴くことをいいます。

(市民意見の反映)

第25条 議会は、議員提案条例等に関し、パブリックコメントの実施等様々な手法により、市民等の意見を反映させるよう努めるものとする。

【解説】

議員が条例制定等をするにあたっては、制定過程で^{*}パブリックコメントの実施や様々な手法により、市民等に対しその素案の説明を行うとともに、意見を募集し、条例案等に反映させることを定めています。

本市議会では、平成16年度の議員提案による「四日市市市民自治基本条例（理念条例）」制定過程においては、市民参加の取組として「市議会モニター」を設置し、条例案に対する意見をいただき、現在は議会運営等についてのさまざまなご意見をいただいています。

【用語解説】

^{*}パブリックコメント：本市の計画等の策定過程において、案の段階で広く公表し市民等からの意見を求め、寄せられた意見に対する本市の考え方を明らかにするとともに、有益な意見を考慮して本市としての意思決定を行うしくみ（四日市市パブリックコメント手続条例第2条第1項）

(請願趣旨の聴取)

第26条 委員会は、請願の審査に当たって、請願趣旨を十分に理解するために、紹介議員又は請願者からの意見聴取の機会を設けることができる。

【解説】

議会に提出された請願については、委員会において詳細な審査が行われます。ここでは、委員会における審査を充実させるため、請願の*紹介議員や請願者から、請願を提出するにいたった背景や目的などの意見を聴取する機会を設けることができることとしています。

【用語解説】

*紹介議員：地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければなりません（地方自治法第124条）。紹介議員は、請願書の表紙に署名を行うことから、少なくとも請願の趣旨に賛同している必要があります。

第6章 議員間討議及び政策提案

(議員間討議及び意見集約)

第27条 議員は、あらゆる会議において、自らの意見、考えを丁寧に述べるとともに、他の意見に対しても真摯に耳を傾け、議員間での討議を尽くさなければならない。

2 議長、委員長等は、議員間での討議を中心に会議を運営し、その結果を市政に反映させられるよう意見集約に努めるものとする。

【解説】

これまで、議会の会議においては、必ずしも議員間の議論が活発であったとは言えず、市長等に対する質疑が中心でした。今後はそれを改め、議員間での議論を活発化していこうという姿勢に加え、議長、委員長といった会議の長が、議論の結果を市政に反映させるための意見集約を行うことを定めています。

(政策提言等)

第28条 議会は、議員間討議を尽くし、意見集約がなされた内容について、政策提言及び条例制定の提案に努めるものとする。

【解説】

前条でも触れましたが、議会は、あらゆる会議において、議員間での討議に努めます。その結果、意見集約がなされた事項については、議会として、市長等に対して政策として提言したり、議員から条例制定議案を提出したりするなど、実際の予算、施策に結びつけていかなければなりません。

(調査機関の設置)

第29条 議会は、議会活動及び政策の重要案件に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 前項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【解説】

議会在、本条例第15条の議案の審査又は本市の事務に関する調査を除いた、議会活動や政策の重要案件についての調査のため、必要に応じ調査機関を設置できることを定めています。

学識経験者等の専門的な知識を有する人で構成する調査機関が、当該案件の内容等の調査を行い、議会に対して報告を行うことにより、その報告を議会活動や審査の参考にしようとするものです。

(議会意見の尊重)

第30条 市長等は、予算及び政策の策定過程において、議会で集約された意見を最大限尊重するものとする。

【解説】

市長等は、予算案や各種政策の策定にあたり、前条における、議員間討議により集約された意見を最大限尊重することを定めています。

(議員研修)

第31条 議会は、議員の政策立案能力及び政策提言能力の向上を目的に、各種の研修を積極的に実施しなければならない。

【解説】

議会は、本市の抱える課題について、自ら解決策を考え、提案する能力を身につける必要があります。そのために、議員にとって必要な研修を実施する義務があることを定めています。

第7章 政治倫理及び議員報酬

(政治倫理)

第32条 議員は、選挙で選ばれた市民の代表として、高い倫理観を持ち、品位の保持に努めなければならない。

【解説】

議員は、市民の代表であり、本市の意思決定機関である議会の構成員として、市政の発展や市民生活の向上に携わっています。そのため、誠実かつ公正に職務を行わなければなりません。

本市議会では、四日市市議会政治倫理要綱により、議員としての責務と政治倫理基準を定めており、議員は、この内容を遵守し、品位を保持する義務があることを定めています。

(議員報酬)

第33条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、定められなければならない。

2 議会は、議員提案に係る議員報酬の改定に当たっては、公聴会の活用等により市民等の意見の聴取及び反映に努めなければならない。

【解説】

ここでは、議員報酬についての考え方を定めています。

議員は、市の意思決定などについて市民を代表しており、議員報酬は、議員活動への対価であり、多岐にわたる議員活動の状況を反映するものとして定められなければならない。

また、議員報酬の改定方法として、市民が議員報酬に関する条例改正の直接請求を行う場合、四日市市特別職報酬等審議会の答申に基づいて市長が改正案を提出する場合、議員が議員報酬改正議案を提出する場合があります。議員が議員報酬改正議案を提出する場合は、事前に公聴会などを開催することにより、意見の聴取や、改正案への意見の反映に努めることを定めています。

第8章 議会事務局等の充実

(議会事務局)

第34条 議会は、議員の政策立案機能及び政策提言機能を高めるため、議会事務局の機能強化及び組織体制の充実に努めるものとする。

2 議会事務局職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心がけ、行動するものとする。

【解説】

議会事務局は、地方自治法により議会に設置できると規定されています。本市議会でも議会事務局を設置しており、議会に関する事務を行っています。

政策立案や政策提言を行うにあたり、議員にはさまざまな調査研究や法制に関する知識が必要となるため、議会事務局の組織の充実に努めるものです。

また、現在、議会事務局職員は、市職員が出向というかたちで議会に携わっていますが、議会の活性化、充実、発展を心がけて事務にあたらなければなりません。

(議会図書室)

第35条 議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室を設置し、その充実に努めるとともに、誰もが利用できるものとする。

【解説】

地方自治法では、議員の調査研究のために、議会図書室を設置することが定められています。議員の政策立案及び政策提言のために、電子化されたものを含む書籍、資料等をより一層充実させる必要があります。

また、議会図書室は、誰もが利用できるものであり、利用しやすいものとするこ
とで、皆さんと議員との交流の場所としての活用も考えられます。

第9章 見直し手続

(見直し手続)

第36条 議会は、一般選挙を経た任期開始毎に、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を加えるとともに、見直しが必要と判断したときは、市民等の意見を聴取し、適切な措置を講ずるものとする。

【解説】

通常4年に1度行われる一般選挙後に、この条例に書かれた内容を点検し、必要に応じて条例改正を行うことで、皆さんの信頼を得られる市議会であり続けようとすることを定めています。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年5月1日から施行する。
(四日市市議会定例会の招集回数に関する条例及び四日市市議会の議決すべき事件を定める条例の廃止)
- 2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 四日市市議会定例会の招集回数に関する条例（昭和31年四日市市条例第21号）
 - (2) 四日市市議会の議決すべき事件を定める条例（平成13年四日市市条例第24号）
(議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例の一部改正)
- 3 議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例（平成14年四日市市条例第25号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(四日市市土地開発公社の健全経営に関する特例条例の一部改正)
- 4 四日市市土地開発公社の健全経営に関する特例条例（平成20年四日市市条例第18号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則 (平成23年7月12日条例第25号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）の施行の日から施行する。

四日市市議会基本条例の構成図

前文

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 本条例の位置付け
- 第4条 基本理念
- 第5条 基本方針
- 第6条 議会の位置付け

第2章 議員の活動原則

- 第7条 議員の活動原則
- 第8条 会派

第3章 議案及び政策の審議及び調査

- 第9条 通年議会
- 第10条 議会の議決事件
- 第11条 政策提案の説明要求
- 第12条 質問
- 第13条 反問権
- 第14条 発言の取消し勧告
- 第15条 専門的知見の活用
- 第16条 文書質問
- 第17条 附帯決議
- 第18条 採択請願への対応
- 第19条 政務調査費

第4章 市民との 情報共有

- 第20条 情報共有
- 第21条 会議の公開
- 第22条 議長の情報発信
- 第23条 報告会等

第5章 市民参加の 推進

- 第24条 公聴会等
- 第25条 市民意見の反映
- 第26条 請願趣旨の聴取

第6章 議員間討議 及び政策提案

- 第27条 議員間討議及び
意見集約
- 第28条 政策提言等
- 第29条 調査機関の設置
- 第30条 議会意見の尊重
- 第31条 議員研修

第7章 政治倫理及び議員報酬

- 第32条 政治倫理
- 第33条 議員報酬

第8章 議会事務局等の充実

- 第34条 議会事務局
- 第35条 議会図書室

第9章 見直し手続

- 第36条 見直し手続

附 則

四日市市議会基本条例運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、四日市市議会基本条例（平成23年四日市市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議会の名称)

第2条 各議会の名称は、議会期間ごとに、招集された日又は議会を開く日の属する月を冠して呼称するものとする。

(議会期間日程の調整)

第3条 開会議会、定例月議会及び緊急議会の日程（以下「議会期間日程」という。）の決定に当たっては、議長、市長等の公式行事、公式訪問等の公務に配慮し、あらかじめ執行部との十分な調整のうえ決定し、円滑な議会運営及び行政運営に努めるものとする。

2 前項に規定する議会期間日程のうち、定例月議会に係るものは、各定例月議会最終日又はその前日（その日が市の休日に当たるときは、当該休日の前日）に開催する議会運営委員会において、次々回の定例月議会までの議会期間日程を確認するものとする。議会期間日程の最終調整は、各定例月議会の初日の7日前までに執行部と行うものとする。

3 緊急議会に係る議会期間日程の決定に際しては、議長、市長等の公式行事、公式訪問等の公務による不在等に配慮し執行部と協議するものとし、決定した日程においてやむを得ない理由により議長又は市長が不在の場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 議長が不在の場合 副議長が議長の職務を代理する。

(2) 市長が不在の場合 副市長が市長の職務を受任又は代理する。

(議会運営委員会の開催)

第4条 議会期間日程等の協議のため、議会期間の初日の7日前に議会運営委員会を開催する。ただし、緊急に議案の審議等が必要な場合は、この限りでない。

(議事日程の作成)

第5条 議事日程は、議会期間ごとに一連の番号を付けるものとする。

(代表質問等)

第6条 代表質問は、2月定例月議会及び市長選挙後、最初の議会期間において行う。ただし、都合によりこれを変更することができる。

2 一般質問は、各定例月議会において行う。

(委員会審査期限)

第7条 四日市市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第41条第1項に定める委員会の審査等の期限は、第4条に定める議会運営委員会において決定した期間までとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 委員会は、前項に定める審査期限を、議会に諮り、延長することができる。

(所管事務調査)

第8条 常任委員会は、必要な手続を経て、会期中いつでも所管事務調査を行うことができる。ただし、議会期間中は、付託された議案及び請願の審査を優先して行わなければならない。

2 所管事務調査の日程は、あらかじめ執行部と十分な協議の上、決定する。

3 所管事務調査における執行部の出席は、最小限にとどめるとともに、委員間討議に努めるものとする。

4 所管事務調査の終了後に報告書を作成し、議長に報告する。

(反問権)

第9条 条例第13条に規定する反問権に係る運用等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 反問には、単に語句を聞き直す程度のものの他、議員の考え方を質したり、対案の提示を求める等の反論を含むものとする。

(2) 反問をできる者は、もとの質問に対して答弁すべき者に限るものとする。

(3) 議長又は委員長は、反問の内容がそぐわない場合において、注意をした後、反問を制止することができる。

(4) 質問者は、反問に対し答弁しなければならない。

(5) 本会議における反問は、代表質問、一般質問、緊急質問、関連質問及び議案質疑に対して行うことができる。

(本会議における発言の取消し勧告)

第10条 条例第14条に規定する発言の取消し勧告のうち、本会議に係る運用等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 議員は、本会議において、不穏当な発言があったと思われるときは、議長に対し、その発言の取消しを勧告することを求めることができる。

(2) 議長は、議員から発言の取消し勧告を求められた場合又は議長において不穏

当な発言があったと判断した場合、調査のため会議規則第152条第1項に規定する各派代表者会議を招集するものとする。

(3) 調査のため招集された各派代表者会議において、全会一致で不穏当な発言と判断された場合は、議長は、発言した者に対し、発言の取消しを勧告する。

(4) 発言の取消し勧告を受けた者が、勧告に応じ取消しの申出を行った場合は、議長はこれを認め、発言取消しの措置をしなければならない。

(委員会における発言の取消し勧告)

第11条 条例第14条に規定する発言の取消し勧告のうち、委員会に係る運用等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 委員は、委員会において、不穏当な発言があったと思われるときは、委員長に対し、その発言の取消しを勧告することを求めることができる。

(2) 委員長は、委員から発言の取消し勧告を求められた場合又は委員長において不穏当な発言があったと判断した場合は、委員会で調査を行うものとする。

(3) 委員会において、全会一致で不穏当な発言と判断された場合は、委員長は、発言した者に対し、発言の取消しを勧告するものとする。

(4) 発言の取消し勧告を受けた者が、勧告に応じ取消しの申出を行った場合は、委員長はこれを認め、発言取消しの措置をしなければならない。

(文書質問)

第12条 条例第16条に規定する文書質問に係る運用等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 文書質問の内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、質問書(別記様式第1号)においてその趣旨が理解できるよう具体的に記載するものとする。

(2) 文書質問は、議会期間中はできないものとする。

(3) 四日市市情報公開条例(平成12年条例第63号)第7条第2項に規定する不開示情報は、答弁の対象としない。

(4) 市長等は、質問書の送付を受けた後、速やかに答弁書(別記様式第2号)を議長に提出するものとする。ただし、答弁書を提出できない場合は、その理由を議長に連絡するものとする。

(5) 議長は、前号に定める連絡を受けたときは、速やかに当該質問者にその旨を連絡するものとする。

(6) 議長は、第4号の答弁書の提出を受けたときは、速やかに当該質問者に送付

するものとする。

- (7) 議長は、質問書及び答弁書について、その写しを議会事務局で保存させるとともに、全議員に配付するものとする。
- (8) 質問書及びその答弁書の内容は、市議会ホームページ等で公開することとする。
- (9) 議会は、文書質問に当たっては、大量等の質問により執行部の職務に支障の生じることのないよう配慮するものとし、大量等の文書質問がなされた場合には、議会運営委員会においてその取扱いを協議するものとする。
- (10) 議長は、文書質問に関し、必要があると認めるときは、事前に執行部と協議し、合意を得た上で運用方法を見直すものとする。

(請願趣旨の聴取)

第13条 条例第26条に規定する請願趣旨の聴取に係る運用等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 請願者が、委員会に出席し、請願趣旨の説明又は意見陳述をしようとする場合は、請願書を提出するときに、文書にて議長に申し出るものとする。ただし、請願の審査期限が延長された場合又は継続審査となった場合には、請願者は、新たに又は再度、委員会への出席を申し出ることができる。
- (2) 委員会が請願者の出席を許可した場合は、議長は請願者にその日時、場所その他必要な事項を通知するものとする。
- (3) 紹介議員が、委員会に出席し、請願趣旨の説明又は意見陳述をしようとする場合は、文書にて当該請願書の審査を行う委員会に申し出なければならない。
- (4) 委員会は、委員会の要求により紹介議員を委員会に出席させる場合は、紹介議員にその日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。

(請願に関する報告書)

第14条 会議規則第131条の規定により送付した請願について、市長等から当該請願に関する事後の状況、対応等の報告書が提出された場合、議長は、その写しを議員に配布するものとする。

(規程の見直し)

第15条 この規程を改正する場合は、事前に市長と議会が協議し、合意を得た上で行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年5月1日から施行する。

(四日市市議会図書室規程の一部改正)

2 四日市市議会図書室規程(昭和37年議会訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(四日市市議会報発行規程の一部改正)

3 四日市市議会報発行規程(昭和53年議会訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

別記様式第1号（第12条関係）

受付番号	平成	年	第	号
受付日	平成	年	月	日
送付日	平成	年	月	日
答弁受理日	平成	年	月	日

文書質問書

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	
所管部局	

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、その趣旨が理解できるよう具体的に記載する。

別記様式第2号（第12条関係）

文書質問答弁書

回 答 日：平成 年 月 日

担 当 部 局：

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく 議員の文書質問
について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

四日市市議会の改革について

平成 23 年度版

目次

[] 主な実施内容	1
1. 議会の活性化	1
(1) 議案聴取会の実施	1
(2) 市外郭団体審議会	1
(3) 市政活性化推進等議員懇談会（市活懇）	1
(4) 議員政策研究会	1
(5) 議会活性化検討会	2
(6) 正副議長選挙における立候補制の導入	2
(7) 一般質問の時間制限の緩和	2
(8) 地方自治法 第96条第2項の活用	2
(9) 議員提案による政策条例制定改正への取り組み	2
(10) 予算・決算議案の審査方法	3
(11) 一問一答方式の採用、質問者席の設置（対面式）	3
(12) マニフェスト大賞審査委員会特別賞	3
2. 議会の透明化	3
(1) 議会報の充実	3
(2) 委員会等の公開	4
(3) 委員会室へのマイク設備、傍聴用テレビカメラの設置	4
(4) 議会ホームページの開設	4
(5) 本会議のテレビ放送	4
(6) 四日市市議会政治倫理要綱の制定	4
(7) 常任委員会の開催方法の変更	4
(8) 議会録画映像の貸出	4
(9) 市議会情報化検討委員会	4
(10) 本会議、委員会のFM放送	4
(11) 市議会モニターの設置	5
(12) 広報広聴委員会	5
(13) シティ・ミーティングの開催	5
(14) 傍聴手続きの簡素化	5
3. 議会事務局の体制整備	5

[] 主な実施内容

1. 議会の活性化

(1) 議案聴取会の実施

[平成 9 年度～]

開会 1 週間前の議会運営委員会開催日から本会議開会日前日までの間に、議員全員を対象とした議案聴取会、および各常任委員会別の議案聴取会の開催

(2) 市外郭団体審議会

[平成 10 年度～]

市が 100% 出資の外郭団体に、議員が役員として参画することは好ましくないと意見集約がなされ、全ての団体から役員を引き上げたのを機に設置

当初は 6 団体（開発公社・土地開発公社・都市整備公社・国際交流協会・文化振興財団・霞ヶ浦振興公社）全ての事業報告を受けていたが、土地開発公社のみを扱い、他団体については所管の常任委員会で報告（平成 13 年度～）

その後、平成 20 年度に文化振興財団、国際交流協会、都市整備公社及び霞ヶ浦振興公社の 4 つを統合し設立された「財団法人まちづくり振興事業団」についても対象とした（平成 21 年度～）

(3) 市政活性化推進等議員懇談会（市活懇）

[平成 12 年度設置]

市行政を取り巻く様々な課題について、執行部を交えず、議員だけで自主的に意見交換、情報交換を行う場として設置

議員が提出を予定している議案（主に条例議案）について、事前に議員間の調整を行う場としても活用

（取り上げた項目）

地方分権の推進における地方議会について

地方自治法第 96 条第 2 項について

市長専決処分事項の指定について

議員提案による条例案について

平成 17 年度に

「議員政策研究会」に改編

<以下(4)参照>

(4) 議員政策研究会

[平成 17 年度設置]

全議員が一堂に会して意見交換を行い、市政に関するさまざまな課題に対して共通認識の醸成をはかり、政策立案機能のさらなる向上に資するため市政活性化推進等議員懇談会の発展的組織として設置

- ・議会基本条例分科会（定員 20 人）
 - ・市民協働促進条例分科会（定員 18 人）
 - ・議会改革分科会（定員 29 人）
 - ・総合交通政策分科会（定員 25 人）
- 2 分科会を設置（平成 21・22 年度）
- 2 分科会を設置（平成 23 年度～）

(5) 議会活性化検討会

[平成 12 年度設置]

議長から議会の改革事項の検討について諮問され、答申を行う

答申に基づき、従来の 1 日 4 委員会同時開催を、日程の許すかぎり 1 日 2 委員会開催に改善（平成 13 年 3 月定例会～）

委員は各会派から議会運営委員の選出区分に応じて選出

現在は設置されていない

(6) 正副議長選挙における立候補制の導入

[平成 12 年 5 月臨時会 ~]

四日市市議会正副議長選出に関する内規を作成（平成 13 年 5 月）
四日市市議会役員選考委員会設置要綱を制定（平成 21 年 4 月）
所信表明に対する質疑を行うことを可とした（平成 22 年 5 月）

(7) 一般質問の時間制限の緩和

[平成 12 年 6 月定例会 ~]

議員 1 人あたり 20 分として、各会派に所属議員の人数分を割り振っていた一般質問の時間を、1 人あたり 30 分に増やすとともに、一般質問の日程は、3 日から 4 日とした（平成 12 年 6 月定例会から）

(8) 地方自治法 第 96 条第 2 項の活用

[平成 13 年 3 月定例会 可決]

地方自治法第 96 条第 2 項の活用を検討し、5 つの法に基づく計画を議決事件とする条例を議員提案により制定した

総合計画の基本計画について議決事件とすることとした(平成 22 年 9 月定例会 可決)

議会基本条例の制定にあたり、以上の議決事件の拡大については、議会基本条例において規定することとした(平成 23 年 5 月 1 日)

地方自治法改正に伴い、総合計画の基本構想についても議決事件とすることとした(平成 23 年 6 月定例会月議会 可決)

(9) 議員提案による政策条例制定改正への取り組み（8 件）

四日市市情報公開条例の全部改正について

（平成 12 年 9 月定例会可決、提案者 全議員）(改正あり)

四日市市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について

（平成 13 年 3 月定例会可決、提案者 議会運営委員）(改正あり)

四日市市議会基本条例の制定に伴い、廃止

市長専決処分事項の指定についての一部改正について

（平成 13 年 3 月定例会可決、提案者 議会運営委員）

四日市市安全なまちづくり条例の制定について

（平成 13 年 12 月定例会可決、提案者 各派代表者）

議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例の制定について

（平成 14 年 3 月定例会可決、提案者 各派代表者等）

四日市市文化振興条例の制定について

（平成 14 年 6 月定例会可決、提案者 各派代表者等）

四日市市市民自治基本条例（理念条例）の制定について

（平成 17 年 1 月臨時会可決、提案者 市政活性化推進等議員懇談会小委員会委員）

（改正あり）

四日市市議会基本条例の制定について

（平成 23 年 3 月定例会可決、提案者 議会基本条例調査特別委員会委員）(改正あり)

(10) 予算・決算議案の審査方法

予算特別委員会を設置し、それまで所管の各常任委員会に分割付託していた当初予算議案を一括付託したが、各常任委員会で所管事務調査として議論された。全議員の約半数を委員とし、残りの議員を委員外議員とした（平成 15 年度）

予算特別委員会を設置。全議員の約半数を委員とし、残りの議員を委員外議員としたが、各常任委員会です管事務調査として議論された。委員外議員の発言は文書による通告制を採用した（平成 16 年度）

予算特別委員会を設置。全議員を委員とし、分科会方式を採用した。各分科会で採決まで行い、全体会で審査する議案は、 附帯決議を付すべきと決したものの、 修正すべきと決したものの、 否決すべきと決したものとした（平成 17 年度）

所管する常任委員会に分割付託した（平成 18 年度）

予算特別委員会 及び 決算特別委員会を設置。全議員から正副議長及び監査委員の計 4 人を除いた 32 人の半数の 16 人を、 予算・決算それぞれの特別委員会の委員とした。補正予算議案も予算特別委員会の審査対象とした。決算審査についても、それまで所管の各常任委員会に分割付託していた議案を一括付託した（平成 19 年度）

予算特別委員会 及び 決算特別委員会を設置。前年度同様、全議員から正副議長及び監査委員の計 4 人を除いた 32 人の半数の 16 人を、 予算・決算それぞれの特別委員会の委員としたが、原則的に前年度に決算の委員は予算に、 予算の委員は決算に所属することとした。補正予算議案も予算特別委員会の審査対象とした。決算審査についても、それまで所管の各常任委員会に分割付託していた議案を一括付託した（平成 20 年度）

予算常任委員会 及び 決算常任委員会 を設置した

- 予算常任委員会 全議員(36 人)のうち議長を除く 35 人で構成
- 決算常任委員会 全議員(36 人)のうち議長、 監査委員を除く 33 名で構成

上記いずれの委員会も、 常任委員会の所管ごとの 4 分科会を設置し、 各分科会で審査を行い、 附帯決議を付すべきもの、 修正すべきもの、 複数の分科会に係る事項等については全体会で審査するものとした。なお、正副分科会長は常任委員会の正副委員長とした(平成 21・22・23 年度)

(11) 一問一答方式の採用、質問者席の設置（対面式）

議場を対面式に改修したことと併せ、一般質問及び議案質疑において一問一 [平成 17 年 3 月定例会～]
答方式で行うことも可とした

(12) マニフェスト大賞()審査委員会特別賞

[平成 18 年度]

本市議会の議会活性化の取り組みが、第 1 回マニフェスト大賞（地方議会）
審査委員会特別賞を受賞（平成 18 年 11 月 10 日）

全国の地方議員を対象に、住民の利益に資する政策を提言した会派、議員個人を表彰するもの。従来、注目を集めることが少なかった地方議員の活動実績を募集、表彰し、受賞者名を発表することで地方議員に名誉を与え、更なる政策提言意欲の向上につながることを期待したもの。ローカルマニフェスト推進地方議員連盟主催

2 . 議会の透明化

(1) 議会報の充実

[昭和 35 年 6 月発行開始]

質問議員名の掲載（平成 11 年 6 月定例会号～）

顔写真の掲載（平成 13 年 6 月定例会号～）

縦書き・右綴じから横書き・左綴じに変更（平成 20 年 5 月臨時会号～）

(2) 委員会等の公開

常任委員会・議会運営委員会を公開 [平成 9 年 6 月定例会～]
特別・常任委員会の閉会中調査 及び 委員会協議会を公開(平成 15 年 3 月～)
委員会傍聴のための入室について、従来は審査中の入室を禁止していたが、自由に入退室できるものとした(平成 20 年度～)
議員説明会、議案聴取会、各派代表者会議等の会議を会議規則に位置付け、それぞれの要綱で各会議の公開を明文化(平成 21 年 4 月～)

(3) 委員会室へのマイク設備、傍聴用テレビカメラの設置

[平成 9 年 6 月定例会～]

(4) 議会ホームページの開設

議会ホームページを開設し、議員の紹介、会議録、会期日程等を掲載 [平成 9 年 12 月～]
代表・一般質問の録画映像を配信開始(平成 18 年 12 月～)
委員会等の開催案内を掲載(平成 22 年 4 月～)
本会議・正副議長立候補者の所信表明演説会等の映像を生中継・録画配信開始(平成 23 年 5 月～)

(5) 本会議のテレビ放送

三重テレビ(地上波・生中継)で代表・一般質問を放送開始 [平成 10 年 3 月定例会～]
C T Y(ケーブルテレビ・生中継)でも放送(平成 10 年 6 月定例会～)
テレビ放送を C T Y に一元化(平成 16 年 6 月定例会～)
議場に固定カメラを設置(平成 16 年 9 月定例会～)
地上デジタル化に伴い、デジタル 122ch にて放送(平成 23 年 6 月定例会～)

(6) 四日市市議会政治倫理要綱の制定

[平成 10 年 3 月]

次のとおり一部改正(平成 16 年 11 月)
・政治倫理基準の一部見直し(不祥事一般を規定する項目の追加)
・一定の場合に四日市市議会議員倫理検討調査会の設置を義務づけると共に、同調査会の職務及び権能を明確化
・四日市市議会議員倫理検討調査会の調査結果の尊重義務を明記

(7) 常任委員会の開催方法の変更(予算・決算常任委員会を除く)

[平成 13 年 3 月定例会～]

日程が許すかぎり、4 委員会同時開催を 1 日 2 委員会開催に改善

(8) 議会録画映像の貸出

[平成 13 年 6 月定例会～]

代表・一般質問のビデオテープを貸し出し開始(平成 13 年 6 月～)
貸出媒体をビデオテープから D V D に変更(平成 22 年 6 月～)
本会議全ての録画映像を全て貸し出し開始(平成 23 年 5 月～)

(9) 市議会情報化検討委員会

[平成 13 年度設置]

議員全員に 1 台ずつパソコンが貸与されることになり、議会の情報化について検討を行う機関として設置。委員は各会派から 1 名ずつ選出

現在は設置されていない

(10) 本会議、委員会の FM 放送

[平成 14 年 9 月定例会～]

代表・一般質問、委員会の中継を、FM よっかいち(76.8Mhz)で放送開始

平成 18 年度から休止

(11) 市議会モニターの設置

[平成 16 年 11 月 ~]

四日市市市民自治基本条例（理念条例）制定の際、議会への市民参加の取り組みとして設置

(12) 広報広聴委員会

[平成 17 年度 ~]

議会報編集のため設置した「議会報編集委員会」を、議会の広報および広聴活動全般について協議する機関として再編

(13) シティ・ミーティングの開催

[平成 18 年度 ~]

議会が地域に出かけ、市民へ議会活動について説明・報告し市民の要望を把握する意見交換会の開催

(14) 傍聴手続きの簡素化

[平成 20 年 3 月定例会 ~]

本会議傍聴手続きにおける住所氏名の記入を廃止し、傍聴券の交付に変更

3 . 議会事務局の体制整備

[平成 13 年度] 議員提案案件の増に伴い事務局体制を整備
調査係を調査法制係へと組織変更（法制担当者 1 名配置）

[平成 17 年度] 調査法制係を、調査・情報収集・政策法務等を担当する「調査法制係」と、議会報等市議会の広報広聴活動を担当する「広報広聴係」に再編

< 参考 > 平成 23 年度四日市市議会事務局体制

議会事務局長（1 人）

議事課長（1 人） 課長補佐（1 人）
（次長兼務）

総務係（4 人）（嘱託 1 人）（臨時 1 人）
議員の身分・報酬・費用弁償・政務調査費・
議員共済会・議長会・議会費の予算等

議事係（3 人）
議会・委員会・議事日程・議案・
会議録・議事運営等

調査法制係（3 人 / 係長は課長補佐が兼務）
議会に関する調査・資料情報収集・
議員提出議案・条例規則の制定改廃等

広報広聴係（3 人）（臨時 1 人）
議会報・市議会モニター・ホームページ・
議会中継・視察受入等

（一般職員 15 人、嘱託職員 1 人、臨時職員 2 人、計 18 人）

※網掛け部分は、議会改革諮問会議最終答申の提言事項が該当する箇所

項目名	通年議会の課題等	意見等	検討結果
第1 定例会の招集回数及び会期	①会期設定をどうするか。先行自治体議会パターンか、自治法改正案パターンか。	・本プロジェクト会議は、これまでの議会としての議論の経過等を踏まえた上で、諮問会議の答申が更なる議会改革となるべく、議会として真摯で建設的な議論を重ねることにあることから、通年議会をも視野に入れた議論も含め、「先行自治体議会パターン」を基本とする通年議会とすべきである。(館)	四日市市議会の通年議会取組に関する聴き取り調査の実施後、再度検討する。
	②会期の始期及び終期をいつにするか。	・通年議会の場合、会計年度等を考慮すれば4月～3月とすべきであろうが、年度末の法令等の改正などが専決処分となってしまうことを考えれば1月～12月。なお、改選年は5月～12月。通年議会の場合は、改選年の5月～次期改選年の4月。(館)	四日市市議会の通年議会取組に関する聴き取り調査の実施後、再度検討する。
	③通年議会を採用する場合の検討課題をどう解決するか。	・開議・閉議のルール→懸念される課題に関するルールを設定。(館) ・専決処分→議会議論を行うことにより専決処分はできる限りなくすべき。(館) ・一事不再議→会議規則の変更により適用する。(館)	四日市市議会の通年議会取組に関する聴き取り調査の実施後、再度検討する。
	④現行制度と通年議会の比較検討。メリット・デメリットは何か。	・現行の年2回制は、平成19年の年4回制を基本として組み立てられているが、もう少し年2回制となった経緯と通年議会の議論と、議員に対する共通認識が必要であると思う。めり張り、緊張感の欠如、費用増の懸念をしている。(小島) ・メリット→議会機能を更に充実・向上させ県民の期待に応える。(館) ・デメリット(1) 経費→最終答申P25“政務調査の充実”にあるように、委員会での県外調査を基本的に廃止するなどにより経費削減を図る。また、2回制に移行する時点においても経費は削減を行っている。なお、県民の期待に応えるための議会改革・運営による経費の多少の増加は慎重にあるべきだが、理解を得ることも不可欠な課題。(館) ・デメリット(1) 執行部への影響→執行部との協議により改善を図る。(館) ・デメリット(2)→H23最終答申に“必ずしも…”とあり、自らが議員活動に緊張感とめり張りを持つことで克服できること。(館) ・デメリット(3) →先行議会の対応を調査し、検討を加えれば解決すること。(館)	四日市市議会の通年議会取組に関する聴き取り調査の実施後、再度検討する。
第2 本会議の運営方法等			
1 招集日等の日程調整	①開会時点で、向こう1年間の年間議事予定を確定させる必要がある。【確認事項】		特になし
2 議案、請願等審査の方法	①本会議における議員間討議を充実させるため、議案審査結果の委員長報告に対する質疑を活発化する。そのためには、委員長報告の事前配付、議案審議日程の延長等も必要になるのではないかと。 ②本会議における議員間討議のための新たな制度も必要ではないか。	・委員長報告に重みを持たせる。例えば、委員長報告に対する回答を1年間ぐらい義務化させる等。(津田) ・圧倒的に多い知事提案に対する議員間討議が十分でないという現状を改善しなければならない。意思決定プロセスを県民に明らかにするという意味が、議員間討議の公開にはあると思うので、その意識を持って行うことが大切であると思う。(小島) ・本会議での討議は会派意見等の開陳の場となっており、議員間討議が行える新たな制度は必要であるようにも思われるが、会派での意見・意思統一により臨んでいる本会議であると考えれば、更なる工夫が必要では。(館) ・委員長報告に対する議員間討議は必要であるが、必ずしも本会議ではなく、予算決算常任委員会で活発にすれば良い。そのためには、事前配布は必要。(水谷)	①現行制度でも委員長報告に対する質疑は可能なので、必要に応じて質疑を行えばよい。 ②委員会における委員間討議で実質的な議論ができるので、本会議における議員間討議のための新たな制度については、特に必要なし。 ③委員長報告に重みを持たせることは必要なので、例えば、委員長報告への対応状況報告を常任委員会の開催ごとに1年間義務づけるなど、その手法を検討する必要がある。
(1) 請願、陳情の提出期限	①請願、陳情の提出期限については、提出機会を確保するため、年1回の開会日だけとせず、現行と同じく年4回を維持する。【確認事項】 ②一事不再議の原則が適用される期間が長くなるが、請願、陳情は住民の要望であり、議会はこれを審議、決定等する義務があることから、一事不再議の原則は適用されない。【確認事項】		特になし

項目名	通年議会の課題等	意見等	検討結果
(2) 請願、陳情の審議	①年に4回提出される請願、陳情にあわせて、それを審査する常任委員会を開催する必要がある。【確認事項】		特になし
(3) 請願の処理経過及び結果の報告	①処理経過及び結果の報告については、現行どおり、1年経過ごとに通算4回を限度として求める。【確認事項】 ②処理経過及び結果の報告があった場合、調査を省略せずに、原則として付託議案を審査する常任委員会において調査を行うべきではないか。	・②について、所管する常任委員会において審査・調査すべき。(館)	①特になし ②請願の処理経過及び結果の報告があった場合、原則として、所管する常任委員会において調査を行うものとする。
3 質疑と質問の分離	特になし	・議案に関する質疑は必要か。(津田) ・質疑であるべきことが一般質問化している状況にあり、明確に分離すべき。(館)	議案に関する質疑は必要であり、質疑と一般質問は明確に分離すべきである。
4 議案に関する質疑の方法			
(1) 開会日等提出議案に関する質疑	特になし		特になし
(2) 質疑を行う議員	特になし		特になし
(3) 随時提出議案に関する質疑	特になし		特になし
(4) 質疑に係る発言通告	特になし		特になし
(5) 質疑の方法	特になし		特になし
(6) 質疑・答弁の場所	特になし		特になし
(7) 質疑時間	①現行の制度では、質疑を行う議案数は1本のことが多く、複数の議案について質疑を行おうとする場合は、15分程度では時間が足りないのではないか。	・質疑する議員が不足と感じているのかどうか。議運での議論が必要。(津村) ・質疑時間は15分では短いのではないかと。どのぐらいが適当なのかは難しいが。(小島) ・質疑、質問とを明確化することを前提に、質疑時間を20分程度(少数会派の一般質問時間30分を考慮して)として質疑に関する本会議の日程を調整し行うべき。通年・通任議会に移行しようとする意義でもある。(館)	①質疑時間はどのぐらいが適当なのか難しいが、現行制度は議運の申し合わせで決定されており、15分程度のままでよい。
5 県政に対する質問の方法	①議員個人ではなく、議会全体として論点を明確にしなが、執行部に対する質問を行う方法を検討する必要があるか。例えば、質問項目が重複しないよう、議会運営委員会等で一般質問に関する会派間の情報交換を行い、論点を絞り込んでいく等。 ②文書質問制度等、新たな質問形式を創設する必要があるか。例えば、一般質問終了後の一定期間中に文書質問を受け付け、次の定例会の開会日又は議案上程日の1週間前までに執行部から回答を得る等。	・会派内で論点を絞り込むのは可能であり、現在も行っている。会派間では各会派の意向があるため、テーマにもよるが、現実的に難しいのではないかと。(津村) ・①について、実施している議会の手法や状況を調査・検討すべき。それとともに、代表質問の機会と回数を増やし、議論の充実を図るべき。(館) ・①について、一般質問については現行のままで良い。質問時間について、代表質問70分程度、一般質問60分程度とあるのは、何れも程度から以内と変更するのが良い。また少数会派の30分制は60分に戻す。(水谷)	①一般質問は議員個人の裁量が大きい部分であり、それぞれ得意分野やテーマを持って行っている。議会全体として執行部に対峙していくのは、必要な課題があれば、代表者会議等の場でとりまとめていくことが可能である。なお、現在、会派内で質問項目の事前調整は行っている。以上より、一般質問は現行どおりとする。 代表質問は現行どおりとするが、必要があれば、議運等で協議のうえ、通例の会議以外でも実施する。 ②文書質問制度は、特に必要なし。
6 出席を求める説明員の範囲			
(1) 説明員の出席	特になし		特になし
(2) 随時提出議案審議における説明員の出席	特になし		特になし
(3) 副部長等の出席	特になし		特になし
7 議会への提出資料について	①十分な調査ができるよう、「議案概要」等の資料内容の充実や、議案聴取会、全員協議会等の資料の事前配付等が必要ではないか。 ②余裕のある日程で議案を審議できるよう、議案聴取会を提案説明の翌日に行う必要はないか。	・①について、資料内容については検討すべき。また、資料の事前配布は不可欠なこと。②は、事前配布されていれば不要では。(館)	①議案聴取会、全員協議会等の資料は、事前配付が必要である。 ②資料が事前配付されていれば、議案聴取会を提案説明の翌日に行う必要はない。
8 休会日における執行部の対応について	特になし		特になし
9 会議録の調製について	①現行制度のまま通年議会を導入すると、会議録の調製、配付が年1回となり、発言内容等の確認ができにくくなるので、会議規則を改正して、調製回数を増やすべきではないか。また、暫定版の取扱いについて、検討する必要があるのではないかと。	・会議規則を改正して調製回数を増やすべき。暫定版は、議会HPもあり、経費削減からも必要なしと考える。(館)	①通年制になるのであれば、会議規則を改正して、調製回数を増やすべき。

項目名	通年議会の課題等	意見等	検討結果
第3 委員会の運営方法等			
1 計画的な運営	①年間活動計画を有効に活用した委員会運営の方法を、再度検討すべきではないか。		特になし
2 所管事項概要説明	特になし		特になし
(1) 調査の日程	特になし		特になし
(2) 年間活動計画の協議	①年間活動計画を有効に活用した委員会運営の方法を、再度検討すべきではないか。		特になし
3 常任委員会開催日数の増加	①重要議案や会派間で賛否が分かれる議案、請願等については、複数日の審査を通例とし、慎重に審査すべきではないか。その場合、審査日程の増加、弾力化等、委員会運営方法の再検討が必要になる。 ②行政部門別常任委員会を1日2委員会の開催とする等により、少数会派の議員が、所属委員会以外の委員会を傍聴しやすくすべきではないか。 ③常任委員会予備日及び委員会等予備日を十分に活用するため、予備日は議会活動を優先する旨をルール化すべきではないか。	・③について、常任委員会予備日及び委員会等予備日は当然議会活動を優先し、議員個人の予定は入れないルールを作る必要がある。(水谷)	①特になし ②複数の行政部門別常任委員会に所属することについては、日程調整等が複雑になるので、困難である。1日に開催する委員会数も現行どおりとするが、少数会派の意向を確認する。 ③予備日は議会活動を優先するのは当然のことであり、ルール化までは必要ない。予備日における議会活動の優先を確認するにとどめる。
4 常任委員会等の審査・調査の方法			
(1) 委員会の運営	①議案付託後、直ちに常任委員会を開催し、委員会の運営方法や、議案、請願の審査方法を委員間で協議する機会を設けることにより、参考人招致や公聴会開催などによる委員会審査の充実を図るべきではないか。なお、このような委員会は、平成20年2月会議で開催実績がある。		特になし
(2) 議案審査、所管事項調査の方法	特になし		特になし
(3) 議案の審査	①委員間討議を活発化させるための仕組みが必要ではないか。 ②常任委員会の正副委員長の人選、委員任期の複数年化をどうするか。 ③特別委員会の効果的な運営方法をどうするか。	・公開での審査・調査・議論は当然のこと。公開での委員間討議の充実・活発化の仕組みは必要。正副委員長の人選や委員任期の複数年化は、会派に一任すべき。(館) ・②について、従来の順番制よりある程度リーダーシップを発揮できる人の人選は必要。委員任期については現行でよいが、その都度、議運で議論すれば良い。(水谷)	①特になし ②委員長の人選は、当選回数等による順送りではなく、リーダーシップを発揮できる人材を優先的に充てる等の工夫が必要である。委員任期は、平成23年5月に議論済みであり、現行どおり1年間とする。 ③特になし
(4) 請願、陳情の審査	①請願者に、委員会での発言機会を保障する制度が必要ではないか。	・利害関係者を含め、参考人招致制度のルール化が必要。(津田) ・請願者の委員会での説明機会を保障することは重要であり、制度は必要。全請願者が当該委員会で説明するのか、政策担当者会議(請願聴き取り会)との関係を整理する必要がある。(津村) ・請願者及び利害関係者の参考人招致を制度化し、その必要性などをしっかり調査する必要あり。(水谷)	①政策担当者会議(請願聴き取り会)において、請願者から請願の趣旨を確認しており、改めて、委員会における請願者の発言機会を保障する必要はない。委員会で意見を聴く必要があれば、参考人招致を行うことになる。ただし、請願の制度を県民にもっと広報する必要がある。
(5) 所管事項の調査	①調査終了後の委員間討議が活発でないため、所管事項調査の結果が次回以降に生かされていない。	・行政部門別常任委員会の中で、所管事項について行われている委員間討議をもっと活発化できないものか。(小島)	特になし
(6) 公聴会の開催	①公述人の募集・選定等の事務に日数を要すること、広く一般から意見を聴取すべき議案等は限られていること等から、公聴会は平成20年及び平成21年に1回ずつ開かれたのみであり、制度が十分に活用されているとはいえない。		特になし

項目名	通年議会の課題等	意見等	検討結果
5 出席を求める説明員の範囲	特になし	・通年議会の課題等は「特になし」とあるが、実際会期が長くなれば、本会議以外にも各会議のための出席、それに伴う資料作成や議員への事前説明、配付等、職員の負担は増大する。そうなれば、従来の職務に支障が出ないとも限らない。以上のことから現状維持が妥当。(小林)	現在も必要最小限の出席としているため、現行どおりとする。
6 委員会の県内・県外調査	①実施回数や実施時期、実施の必要性等、委員会の県内・県外調査の在り方。 ②政務調査費を活用した調査の在り方。政務調査費を活用した方が、各委員の関心に合致した、効果的・効率的な調査が可能になるのではないか。その場合、各委員の調査結果を委員会活動に反映させる必要がある。	・委員会での調査は、基本的に廃止し、議員や会派が政務調査として実施すべき。(館) ・委員会の調査は基本的には必要、委員間の意見交換の場ともなる。ただし、実施方法(するかしないかを含め)については委員会に一任する。政務調査で実施する事は、議会活動と議員活動との関係上難しい。(水谷)	①委員会調査を「廃止」とすると実施できなくなる。現在も県外調査は「できる」という取扱いなので、必要性について委員会で十分協議のうえ実施すればよい。県内調査は現行どおりとする。 ②政務調査は、委員会調査の補充として実施すればよい。
第4 本会議、委員会等の開催経費等	①日程がさらに増えること等により、開催経費が増大するのではないか。 ②十分な審査・調査が行えるよう、一日に多くの会議を入れずに、余裕のある日程とすべきではないか。	・委員会や様々な会議の費用弁償が支給対象外になったが、それでも現在も対象になっている本会議、委員会、検討会等、多々ある。当然、会期が長くなると、その本来の趣旨である余裕を持って、又より内容の濃い議論を深めるため、日程を分けるとか、登庁日が増加する。それに伴った各会議の開催経費が増加することを懸念する。現状維持が妥当。(小林) ・日程がさらに増えること等で、開催経費が増大するのは避けなければならない。通年制になると経費が増大すると思われる。(東) ・余裕がないほど一日間に会議等を集中設定せず、複数の会議を設定する場合には、余裕を持った日程とすることを原則に調整する。経費の節減も考慮すること。(館) ・日程が増えることによる経費増は当たり前で、その分しっかりと仕事をすればよい。また、会議を詰めないで余裕のある日程で十分議論すべし。(水谷)	①会期日数が増えても、経費が直ちに増大するとは限らない。経費が増大したとしても、それに見合った活動をしていけば、説明責任は果たせる。 ②特になし
第5 議会と知事との協議	①協議方法のルール化の必要性。		特になし
第6 事務局態勢の充実等	①日程がさらに増えること等により、日程調整、資料作成等の事前準備、会議録調製等の業務が増加するのではないか。	・日程がさらに増えること等により、日程調整、資料作成等の事前準備、会議録調製等の業務が増加すると思われる。(東)	①事務局態勢のさらなる充実が必要である。また、今後、議会に関する人事権、予算編成権が課題となる。
第7 会期等の見直しに関する県民への広報等	特になし		特になし
第8 議会改革諮問会議最終答申の提言事項			
1 議会・会派・議員の活動の在り方	①バランスのとれた議会・会派・議員活動をどのように実現するか。	・議員の仕事として、議会活動、党のための活動、後援会活動(県民とのふれあい)等があるが、現在の年2回制、通年議会で十分保障できるか。(津田) ・三つの活動の在り方について、平成22年度の調査でも、議会活動が全体の約3割、その他は個々の活動を行っている場合が7割と圧倒的に多い。地域を調査、意見交換等、登庁以外でも議員活動は多分にあるし、地域の諸課題や声(要望)を把握できずには議員としての役割も本当の意味で果たせない。これらのことから、現状維持が妥当と考える。(小林) ・地域での議員活動等の時間が大幅に少なくなる恐れがある。(東)	①活動のバランスは、個々の議員の裁量によるところが大きい。年間議事計画は予め決定されているので、その中で議員個人の責任で活動すればよい。
2 政策広聴、市町議会との交流・連携	①議会報告会、出前県議会、意見交換会等をどのように実施し、議会活動の年間スケジュールにどのように組み込むか。 ②市町議会との交流・連携をどのように進め、議会活動の年間スケジュールにどのように組み込むか。	・広聴広報会議との議論も必要であるが、年間スケジュールを組む中で、県内市町議会の開催月を除き調整すれば可能。(津村)	①議会報告会、出前県議会、意見交換会等の取組は必要なので、年間スケジュールに組み込むべき。実施方法の詳細は、広聴広報会議等の議論に委ねる。 ②市町議会との交流・連携会議等の取組は必要なので、年間スケジュールに組み込むべき。実施方法の詳細は、広聴広報会議等の議論に委ねる。

項目名	通年議会の課題等	意見等	検討結果
3 通任期制につながる議会活動	①4年間の政策サイクル「通任期制」の在り方。	<ul style="list-style-type: none"> ・議員任期は4年間のため、4年間の議会運営スケジュールを考える中で、単年度を運営していく必要がある。(津村) ・今回の会期の見直しは、“議会機能の強化、県民サービスの向上、経費の大きな増加にならないこと”という基本的な考えの下、諮問会議の最終答申の課題等の解決により、開かれた議会として、議会議論への県民の参画ということにある。このような意味合いからは、さらなる議会改革が必要である。(舘) 	①4年間の任期を踏まえた取組も必要だが、通任期制は中長期的な課題とする。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年の検討結果報告、平成22年の検証検討結果報告、そして議会改革諮問会議の最終答申を受けて今回のプロジェクト会議があるので、年2回制の検証も必要であるが、最終答申に沿うように議論を進めていくべきではないか。その方向性が決まれば、各課題はより具体的に議運や広聴広報会議等で議論できるのではないか。(津村) ・全国的に、年4回→年2回→通年という流れが加速的に進んできている中、最終答申をさかのぼることなく話し合っていくことが大切だと思う。(小島) ・通年になると常勤扱いになるので、兼業の方は整合性がとれるようにすることが必要になってくると思う。(小島) ・いずれにしても、現行の二回制が日程上においても何ら問題ないし、県民にとって通年制のメリットは何かと考えた場合、時期尚早であると思う。(水谷) 	四日市市議会の通年議会取組に関する聴き取り調査の実施後、再度検討する。